

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

627号 2013

11月は「仕事と生活の調和推進月間」です！

滋賀県では、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、「仕事と生活の調和推進会議しが」を設置し、職場や地域での実践、社会的気運の醸成等に取り組んでおり、11月を「仕事と生活の調和推進月間」と定め、県民一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を集中的に実施しています。

この推進月間の取組の一環として、「ワーク・ライフ・バランス“プチトライアル”」に参加する組織を募集するとともに、「仕事と生活の調和推進講演会」を開催します。

みなさんも、この推進月間を契機に職場でのワーク・ライフ・バランスの取組を推進しましょう。

10月31日(木) 締切 ワーク・ライフ・バランス“プチトライアル”に参加しませんか？

～11月に取組を一歩すすめるキャンペーン～

ワーク・ライフ・バランス“プチトライアル”とは？

11月の推進月間中に各組織でワーク・ライフ・バランスの取組を一歩すすめるキャンペーンのことで。

これまでワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んできた組織の方も、なかなか手が付けられなかった組織の方も、推進月間を機会にプチトライアルに参加し、いつもより少しだけでも家庭生活や地域生活を充実させてみませんか？

きっと仕事への集中力も高まり、業務効率もアップするはずですよ。

11月中にお試しいただく“プチトライアル”の内容を決めて、キャンペーンに是非ご参加ください。なお、ご参加いただいた組織名等は、滋賀県のホームページなどでご紹介させていただきます。

仕事も生活も充実させたい皆さまのご参加をお待ちしております！

<取組内容例>

- ・残業時間の削減を呼びかけます！
- ・年次有給休暇の積極的な取得を呼びかけます！
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する研修会を実施します！ 等

参加対象

滋賀県内に事業所・事務所がある企業、社団法人、財団法人、自治体等に属し、推進月間中にワーク・ライフ・バランス“プチトライアル”に参加しようとする組織（企業単位、事業所単位、部局単位、任意のグループ単位などいずれでもOK!）

参加方法

募集チラシの裏面または滋賀県男女共同参画課のホームページからダウンロードした応募用紙に、宣言内容と必要事項を記入して郵送またはFAXでご応募ください。

※詳しくは、滋賀県男女共同参画課ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/>)

仕事と生活の調和推進講演会 11月9日(土) 13:30～ 働きながら介護する ～仕事と介護の両立のために必要なこと～

仕事と介護の両立にどう備えますか？

自分、そして職場の上司・同僚・部下、誰もが直面する可能性のある「仕事と介護の両立」。仕事と介護を両立するために、本人にとって必要なことは何なのか、また企業はどのような支援をしていけばよいのかについて考えます。

- 日 時：平成25年11月9日(土) 13:30～15:30
- 場 所：滋賀県立男女共同参画センター（近江八幡市鷹飼町80-4）
- 講 師：渥美由喜氏（厚生労働省政策評価に関する有識者会議委員）

※詳しくは、滋賀県男女共同参画課までお問い合わせください。
(077-528-3071)

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。



イラスト タカノ キョウコ

【仕事と生活の調和推進会議しが 構成団体】

滋賀県商工会議所連合会／滋賀県商工会連合会／滋賀県中小企業団体中央会／滋賀県経済同友会／一般社団法人滋賀県経済産業協会／公益社団法人びわこビジネスマンビューロー／日本労働組合総連合会滋賀県連合会／滋賀県社会保険労務士会／滋賀子育てネットワーク／有限会社でじまむワーカーズ／特定非営利活動法人しみんふくし滋賀／生活協同組合コープしが／滋賀県市長会／滋賀県町村会／滋賀労働局／滋賀県

仕事と生活の調和推進会議しが事務局
滋賀県総合政策部男女共同参画課 TEL077-528-3071
滋賀労働局総務部企画室 TEL077-522-6648

目 次

- 表紙 仕事と生活の調和推進月間のお知らせ
- P 2 滋賀県障害者雇用優良事業所等表彰について
- P 3 障害者就職面接会について
滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのお知らせ
- P 4 男性育児休業取得奨励金の御案内
- P 5 退職金制度のお知らせ
- P 6 くるみんマーク認定を目指しましょう！
業務改善助成金のお知らせ
- P 7 在職者向けセミナーの御案内
求人情報をお待ちしています
- P 8 生涯設計セミナー&相談会の御案内
(公財) 21世紀職業財団からのお知らせ
- P 9 労働委員会だより
- P10 労働相談 Q&A 「改正労働契約法について」
- P11 統計／資料 H25 年賃金交渉調査結果
- P12 働く女性のキャリアアップ講座の御案内
労働保険適用促進強化期間のお知らせ

10月1日から10月7日は全国労働衛生週間です

健康管理 進める 広げる 職場から

厚生労働省

平成25年度

滋賀県障害者雇用優良事業所等表彰

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、例年9月の障害者雇用支援月間に障害者ワークフェアしがを開催し、障害者雇用優良事業所および優秀勤労障害者等の表彰を実施しています。今年度は、9月2日（月）滋賀県庁東館7階大会議室で開催し、下記の皆様が受賞されました。

1 知事表彰（敬称略）

(1) 障害者雇用優良事業所

株式会社ベストオーネ（多賀町）

(2) 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体・個人

竹下 大作（湖南市）

(3) 優秀勤労障害者

木田 仁重（甲賀市）（株）川合製作所 石部工場に勤務

神山 悟（大津市）電気硝子ユニバーサポート（株）に勤務

高嶋 章光（彦根市）（株）平和堂 ピバシティ彦根店に勤務

石井 百合子（東近江市）（株）滋賀銀行 能登川支店に勤務

中村 日出海（栗東市）日清食品（株）滋賀工場に勤務

石田 航（東近江市）（株）関西丸和ロジスティクス 滋賀支店に勤務

新海 大悟（日野町）タカラスタンダード（株）滋賀工場に勤務



▲9月2日 表彰式

(4) チャレンジDWORK推進事業所

明石機械工業株式会社滋賀工場（湖南市）

石部運輸倉庫株式会社（湖南市）

株式会社駒月（甲賀市）

2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞（敬称略）

(1) 障害者雇用優良事業所

電気硝子ユニバーサポート株式会社（大津市）

(2) 優秀勤労障害者

高松 並子（大津市）（株）滋賀銀行県庁支店に勤務

奥田 勇樹（湖南市）明石機械工業（株）滋賀工場に勤務

他2名

なお、9月10日には東京で下記の方々表彰を受けられました。

☆厚生労働大臣表彰（敬称略）

（優秀勤労障害者）

門根 康之（近江八幡市）

（株）滋賀銀行に勤務

☆独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

（敬称略）

（障害者雇用優良事業所）

日本メンテナンス株式会社（草津市）

（優秀勤労障害者）

万木 昭彦（高島市）

一般財団法人 近江愛隣園 今津病院に勤務

ZENROSAI NEWS
2513S004

30th Anniversary

世代を超えて、安心をつなぐ。

こくみん共済

今日、「まさか」について考えよう。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

<お問い合わせ先> **全労済 滋賀県本部** 大津支所 ☎520-0801 大津市におの浜4-5-1 TEL 077-524-6031
(滋賀県労働者共済生活協同組合) 彦根支所 ☎522-0074 彦根市大東町4-28彦根勤労福祉会館2F TEL 0749-24-6605
【営業時間】 9:00~17:00 【休日】 土・日・祝日・年末年始(12/30~1/3)

障害者就職面接会について

雇用の情勢は、緩やかに持ち直しているものの依然として厳しい状況にあり、障害者を取り巻く雇用環境も引き続き厳しい状況が続いています。

このため、一人でも多くの障害のある方が就職できることを目的に、県と滋賀労働局・ハローワークで「障害者就職面接会」を開催します。

就職面接会には、多くの障害のある方々が参加されますので、事業主の皆様にとりましては、人材の確保や障害者雇用に向けた絶好の機会となります。

毎年9月と2月に開催しておりますので、今後の参考として、就職面接会に参加・求人希望される場合は、積極的なご参加をお願いします。

湖 南 地 域

開催日時 平成25年9月26日(木)
午後1:00～3:30

場所 クサツエストピアホテル

湖 東 ・ 湖 北 地 域

開催日時 平成25年9月18日(水)
午後1:00～3:30

場所 ビバシティ彦根

※9月面接会の事業所参加申込は、9/6が締切となっております。ご了承願います。

お問い合わせ先

湖 南 地 域

▶ハローワーク大津 TEL 077-522-3773
自動音声ガイドに従い、部門コード「41#」を押して下さい。

▶ハローワーク草津 TEL 077-562-3720

湖 東 ・ 湖 北 地 域

▶ハローワーク東近江 TEL 0748-22-1020

▶ハローワーク長浜 TEL 0749-62-2030

▶ハローワーク高島 TEL 0740-32-0047

▶ハローワーク甲賀 TEL 0748-62-0651

▶ハローワーク彦根 TEL 0749-22-2500

10月は、高年齢者
雇用支援月間です。

ワークショップのご案内

ワークショップは、高年齢者雇用の啓発事業です。高年齢者雇用の先進的な企業の実態や取組みを紹介し、生涯現役社会の実現に取組み、具体的実践的な情報を提供します。

開催日時 平成25年10月18日(金)
13時30分～16時30分

開催会場 日本生命大津ビル8F会議室
〒520-0056
大津市末広町1-1 日本生命大津ビル

内容 (1) 高齢法の改正に伴う県内の高年齢者雇用状況について
滋賀労働局職業安定部職業対策課 高年齢者雇用対策官

(2) 高年齢者雇用に関する課題への対応
高年齢者雇用アドバイザー 社会保険労務士 福谷 丞太郎

お問い合わせ先

滋賀高齢・障害者雇用支援センター
(大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3F)

TEL 077-526-8841
FAX 077-526-8842

滋賀県男性の育児休業取得奨励金のご案内

滋賀県では、企業における男性従業員の育児休業取得を促進するとともに、男性の育児休業の取得に向けた気運の醸成を図るため、男性労働者が1週間以上育児休業を取得した企業に対して奨励金を支給しています。

要件に該当する事業主の方は、お問い合わせください。

(要件)

1. 支給対象事業主は、次のすべてに該当する事業主とします。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 常時雇用する従業員の数が300人以下であること。
- (3) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録をしていること。
- (4) 過去に男性労働者の育児休業取得実績がなく、平成23年4月1日以降に男性労働者が初めて育児休業の取得をする事業所であること。
- (5) 労働協約または就業規則の中に育児休業に関する規定を設けていること。
- (6) 育児・介護休業法の規定を遵守していること。

2. 対象となる育児休業取得者は、次のすべてに該当する男性労働者とします。

- (1) 県内の事業所に勤務していること。
- (2) 平成23年4月1日以降、その養育する子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、育児休業を5日（勤務を要しない日を除く）以上含む1週間以上連続した休業・休日等を取得し、かつ当該休業終了後に原職に復帰していること。

(支給金額)

奨励金の額は、1事業主あたり**200,000円**です。

(平成23年4月1日以降において、1事業主につき1回限りです。)

お問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 企画・家庭福祉チーム
 電話(077)528-3561 / FAX(077)528-4854
 電子メール em00@pref.shiga.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kodomokatei/ikumensyorei.html>



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター 滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ① あっせんにより円満解決 ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
 ③ 早期解決 ④ 毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤ 安い費用 (3,150円) で解決

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13:00~17:00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13:00~17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-526-1800

広告



滋賀県社会保険労務士会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
 Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

半世紀で加入企業 **100万社** 以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、
広がっています！

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

※※知っていますか？建退共制度※※

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛け金：日額 310 円

特
徴

- 国の制度なので安全・確実・申込手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛け金の一部を国が助成します。
- 掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共制度では地震等により災害救助法が適用された皆さまに対し各種手続きの特例措置を実施しております。

詳しくは

建退共滋賀県支部

〒520-0801 大津市におの浜 1-1-18 滋賀県建設会館
TEL:077(522)3232 FAX:077(522)7743



次世代育成支援対策推進法に基づく

くるみんマーク認定を目指しましょう!!

滋賀労働局雇用均等室

滋賀県内のくるみん認定企業は、現在23社です（平成25年8月1日現在）

◆くるみんマーク認定って？

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、認定基準（計画期間内の女性の育休取得率7割以上など）を満たした場合には、申請を行うことにより、労働局長の認定を受けることができます。

◆認定のメリット

認定を受けた事業主は、上の認定マーク（愛称：「くるみん」）を利用することができます。このマークを求人広告、自社の商品や広告、ホームページなどにつけることで、企業イメージの向上や、それに伴う優秀な従業員の採用・定着などが期待できます。

さらに、平成23年度からは、雇用促進税制の一環として、「くるみん」を取得した企業は、税制優遇制度が設けられました。

【くるみんマーク認定等についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局雇用均等室 〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階

TEL：077-523-1190 FAX：077-527-3277

HPはこちら：

http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kintou-top/jisedaihou.html

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金のお知らせ

事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金引上げに資する業務改善を支援します。申請についてのご相談は、下記お問い合わせ先までお願いします。

支給の要件

(1)賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、1年目に40円以上の引き上げを実施すること。

(2)業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）についての計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者の意見を聴取すること。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。

お問い合わせ先

◎滋賀労働局労働基準部賃金室

〒520-0057 大津市御幸町6番6号

TEL077-522-6654

◎滋賀県最低賃金総合相談支援センター

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

滋賀県社会保険労務士会事務局内

TEL077-526-3760

厚生労働省ホームページ………<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト…<http://www.saiteichingin.info/>



厚生労働省

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◆ 県が開催するコース

- 機械系（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械 CAD など）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG 溶接基礎技能習得、産業用ロボット特別教育など）
- 電気系（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC 制御、油圧・空気圧制御など）

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催するコース

- 機械関係（実践機械製図、製品設計技術、製造技術者の油圧・空気圧技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、被覆アーク溶接クリニック（鉄構）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
- 電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御、実践的 PLC 制御技術、電気系保全実践技術、技術者のためのプロセス制御など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	
施設	高等技術専門学校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門学校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校 （ポリテクカレッジ滋賀）
所在地	米原市岩脇 411-1	草津市青地町 1093	大津市光が丘町 3-13	近江八幡市古川町 1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/index.html#seminar		http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html	

企業の皆さまからの求人をお待ちしています!!

・企業の即戦力となる人材を育成しています! ・次代のものづくりをリードしていく若き技術者を育成しています!

県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、求職者の早期再就職、新規学卒者の職業能力開発のため、ものづくりの技能と知識を習得する施設を設置しています。

離転職者を対象にした訓練では、企業ニーズに合わせた訓練課程により、企業の即戦力になるための必要な技能と知識を備えた優秀な人材を育成しています。

また、新規学卒者を対象にした訓練では、実習に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に訓練を実施し、優れた技能・技術と豊かな創造力でこれからのものづくりを牽引していく人材の育成に努めています。各施設では、訓練修了生の進路確保に向け、企業の皆さまからの求人をお待ちしています。

【こんな職種に合った訓練を実施しております】（随時、企業説明も受付中）

機械部品製造業・ビル設備管理・機械製図・NC工作機械のプログラム
 機械加工・電気工事・設備工事・溶接工・機械の組立、調節、保全
 マイコン制御及び保守管理・アパレル・販売・塗装・建築業全般・自動車整備 等

お問い合わせ、求職者登録情報冊子などの請求はこちらまで!

滋賀県立高等技術専門学校（テクノカレッジ）

米原校舎（テクノカレッジ米原） 〒 521-0091 米原市岩脇 411-1 TEL 0749-52-5300

草津校舎（テクノカレッジ草津） 〒 525-0041 草津市青地町 1093 TEL 077-564-3297

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/kigyoku/kyujin.html>

ポリテクセンター滋賀（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀職業能力開発促進センター）

大津市光が丘町 3-13 TEL 077-537-1347（訓練課受講者第二係）

<http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/jigyonusi/saiyo.html>

55歳以上の方



生涯現役実現のための 生涯設計セミナー&相談会



セミナー
内容

- ・高齢者を取りまく日本社会の現状
- ・セカンドライフプランについて考える
- ・年金等の社会保障制度や活用できる事業の説明や紹介
- ・再就職、起業の説明など

相談会
内容

- ・就労に関する各種ご相談
- ・生涯設計に関するご相談
- ・キャリアプラン、マネープラン、ライフプラン作成に関するご相談

【セミナースケジュール】

10月 3日 (木) 甲賀市 10月26日 (土) 大津市 ※ 開催会場は未定です
11月 7日 (木) 彦根市 11月16日 (土) 草津市

●セミナー開催時間は午前の部10時～12時、午後の部14時～16時となります。

【相談会スケジュール】

開催日 毎週 火・木・土曜 13～17時 開催場所 LEC 東京リーガルマインド 大津

◆セミナー相談会いずれも無料ですので55歳以上の方のご参加をお待ちしております◆

- ・充実したライフプランを組み立てたい ・今後の生活設計等に不安がある
- ・再就職のために必要な事柄、心構え等のヒントを得たい ・新たな分野で活躍し家族を支えたい
- ・今までの職務経験を今後の就労や資格取得等に繋げたい … e t c

問合せ
先

《受託企業》 株式会社東京リーガルマインド大津

〒520-0051 大津市梅林2-1-28 アクティ大津 4F ※JR大津駅から徒歩3分
TEL : 077-510-2911 MAIL : shiga-geneki@lec-jp.com
ご予約、ご相談は、メール・お電話でも受け付けています

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止研修は 21世紀職業財団へお任せください！

21世紀職業財団では、企業、自治体等のご要望に応じた内容の社内研修をアレンジし、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント防止研修を実施いたします。

これまでに全国の企業等で6,000回を超える研修をご利用いただき、好評を得ております！

平成24年度全国の労働局に寄せられた「パワハラ相談」は過去最多に！

21世紀職業財団では、**ご予算、ご要望に応じた内容の研修をアレンジし、適切な講師を派遣いたします。**

※研修時間、内容、料金、テキストについて遠慮なくご相談ください。ご希望に沿った研修を提案いたします！



ハラスメントぼうし

セクハラ・パワハラ防止研修のメニューと実施料金 (例)

＜管理職向け・一般従業員向け基礎研修＞ 【時間】60分～150分 【料金】一度ご相談ください！

- ・ハラスメントの現状、問題点・起きる原因、防止の必要性、定義と解説、起こさないために

＜相談担当者研修＞

- ・ハラスメントの基礎知識、相談・苦情への対応と問題の解決処理、ロールプレイ等

＜パワハラにならない指導とは—管理職向け応用研修＞

- ・企業等の法的責任、管理職の役割、指導のポイント、指導の行き過ぎに注意、ロールプレイ等

【問い合わせ先】 関西事務所までお電話ください！

TEL : 06-4963-3820 FAX : 06-4963-3821
E-mail : rebe2020@gold.ocn.ne.jp



人財多様性経営を支援する

公益財団法人21世紀職業財団

労働委員会
だより

労働委員会のあっせん制度をご利用ください!!

～10月は「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」です!～

☆あっせん制度とは?

労働委員会では、労働組合加入の有無に関わらず、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする「個別労働関係紛争処理制度(あっせん制度)」を設けています。

☆あっせんの対象

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。

例えば、次のような事案があります。



(労働者)

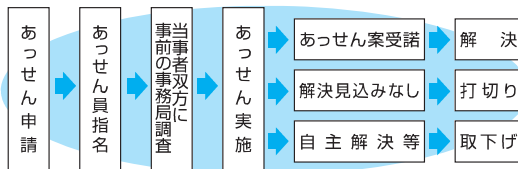
- ・突然、会社から解雇を言い渡されたが納得できない。
- ・採用時に示された労働条件が、実際の状況と違う。

(使用者)

- ・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
- ・社員から高額な退職金を要求された。



☆あっせんの流れ



☆申請方法

当委員会事務局にあっせん申請書を提出してください。あっせん申請書は事務局で直接お渡しするほか、当委員会ホームページからダウンロードしていただけます。

※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。申請書は、郵送もしくは事務局へご持参ください。

☆事例の紹介

◇未払残業代の支払いをめぐるトラブル◇

パート労働者Xほか3名は、株式会社Yが経営する食堂で調理、接客、レジなどの業務全般を分担していた。Xらは、採用時条件の勤務時間を超える勤務が常態化しているにもかかわらず改善されないため、未払い残業代の支払等を求めて、あっせん申請を行った。

あっせんでは、労使双方から事情聴取を行ったところ、Xらは、朝の開店繁忙時はタイムカードをきちんと打刻する時間もなく勤務に就くこともあるこ

と、勤務終了時間後も仕事が片付くまで帰れないこと、タイムカードでの勤務時間管理が正確でないこと等を主張した。一方Yは、残業は強制しておらず、会社として客観的に残業時間が確認できないものについては残業代を支払えないと主張した。

しかし、あっせんを進める中でYは会社として残業時間を適切に把握・管理するうえで落ち度があったことを認めた。あっせん員は、Yから提出のあったタイムカードをXらに示し、Xらが主張する残業時間を整理するよう求めるとともに、Yに対してはそれらを精査検討するよう求めた。

最終的に、XらおよびYは警備会社の解錠記録やXらが整理した勤務時間記録をもとに、妥当と考えられる残業時間を確定し、これに対応する残業代相当分を解決金としてYからXらにそれぞれ支払うというあっせん案を双方が受諾し事件は解決した。

(実際の事例をもとに内容を一部変更しています。)

無料労働相談会を開催します!

当委員会では、10月の「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」に合わせて、労使関係のトラブルに関する労働相談会を県内5会場で開催します。

★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が相談に応じます。

★労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

開催日	時間	会場	所在地
10/1 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県南部合同庁舎 1 B会議室	草津市 草津3-14-75
10/8 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県湖東合同庁舎 1 B会議室	彦根市 元町4-1
10/15 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/20 (日)	13:00 ～16:00	アクティバ近江八幡 1階会議室	近江八幡市 鷹飼町南4-4-5
10/29 (火)	17:00 ～19:30	草津市民交流プラザ 5階小会議室4	草津市 野路1-15-5

※事前申込みが必要です。各相談日の前日(10/15、10/20)の相談は直前の金曜日)の17時までにお申込ください。

※お問い合わせ、お申込みは下記の県労働委員会事務局まで

毎月第4金曜日には、
「月例労働相談」も開催しています。

(ただし10月を除く。また12月の開催は25日)

開催時間: 14:45～ 開催場所: 滋賀県労働委員会室
お問い合わせは下記まで

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL 077-528-4473

http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/



『改正労働契約法第18条 “無期労働契約への転換”』

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託社員等々の呼び方で、使用者と有期雇用契約を交わし働く人は、改正労働契約法の適用対象となります。

雇止めに不安を抱きながら、有期労働契約を反復更新し働いている人も多い中、労働者の雇用の安定を図ることを目的に、昨年法改正が行われ、「無期労働契約への転換」「雇止め法理の法定化」「不合理な労働条件の禁止」の3つのルールが定められました。

今回は改正された3つのルールのうち、本年4月1日から施行された第18条“無期労働契約への転換”についてのQ&Aです。

質問1

改正された18条の概略を教えてください。

回答1

同一の雇用主（仮に会社社長の交代が在っても、同一と見なす）との間で、通算5年を超えて有期労働契約が反復更新されたときは、労働者からの無期転換申し込みにより、無期労働契約に転換します。もし、3年契約の場合なら2回目の更新前に申し込みをすることになります。この、無期雇用契約の申し込みを、雇用主は拒否できません。

更に無期転換を申し込まない事を、雇用契約の条件に盛り込む等の無期転換への妨害行動が許されないのは、当然です。

質問2

その他改正労働契約法第18条に関する注意点は？

回答2

- ・ 通算契約期間は平成25年4月1日以後に開始する労働契約が対象となり、それ以前の契約期間はカウントしません。
- ・ 通算契約期間について、1年契約の場合なんらかの事情で6ヶ月以上の無契約期間がある場合、それ以前の期間は通算契約期間としてカウントしません。
- ・ 無期転換した後の労働条件は、別段の取り決めをしない限り、直前の労働条件を踏襲することとなります。勿論、話し合いの上での労使合意があり遵法である以上、労働条件変更は問題ありません。

質問3

改正労働契約法第18条を雇用主が無視した場合のペナルティーは、どの様に定められていますか？

回答3

そもそも本法は第3条において、労使対等の原則、均衡考慮の原則、仕事と生活の調和への配慮原則、労働契約遵守の信義誠実原則、そして労働契約に基づく権利行使に当たり濫用を戒める権利濫用禁止の原則が定められています。

労基法は最低労働基準を定め罰則を定めて法の遵守を迫っているのに対し、本法は民法の特別法としての性格を有しており、履行担保のための監督・指導は行われず、刑事罰の定めは有りません。従って、本法の運用にあたり労使間に争いが生じれば、労働委員会や労働局のあっせんや助言を仰ぐ事となります。

滋賀県労働相談所

電話番号 **077-511-1402**

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

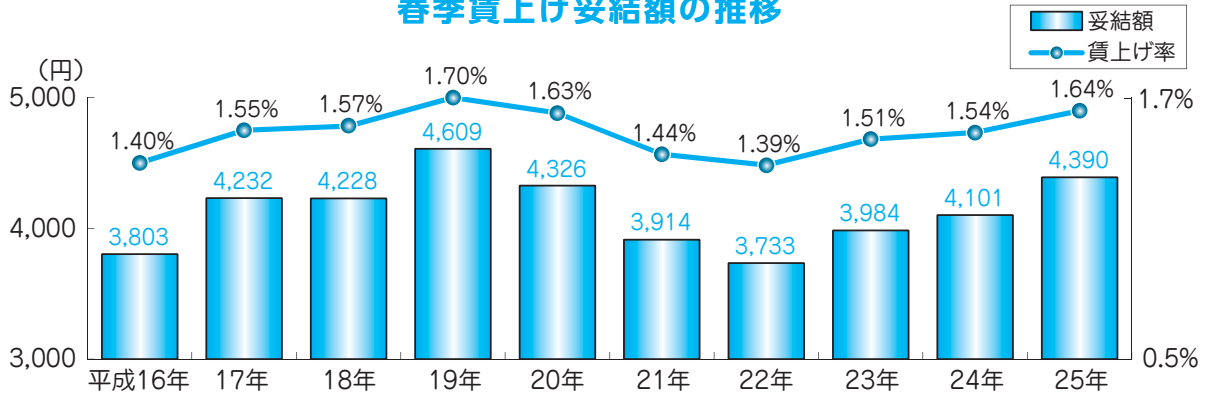
平成25年

賃金交渉調査の結果概要

春季賃上げ妥結状況（6月末時点）

県内民間労働組合の春季賃上げ交渉による賃上げ妥結額は、平成25年6月30日現在、全規模・全産業平均で4,390円となっており、賃上げ率は1.64%でした。前年同期に比べ額で289円上回り、率で0.1ポイント上回る結果となりました。（※1～3）

春季賃上げ妥結額の推移

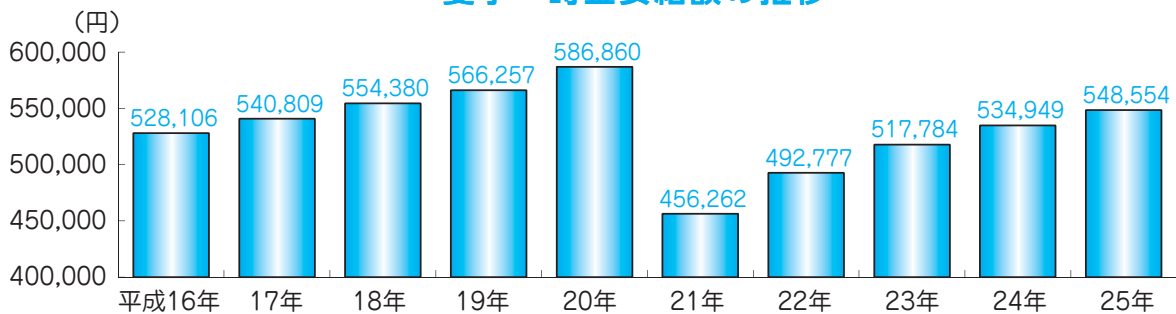


前年・今年とも額が判明している91組合による比較	全産業・全規模平均	従業員 300人未満	従業員 300人以上	製造業平均	非製造業平均
平均賃金額(円)	266,295	250,244	277,294	272,516	244,214
妥結額(円)	4,386	3,637	4,900	4,771	3,023
賃上げ率(%)	1.65	1.45	1.77	1.75	1.24
前年妥結額(円)	4,309	3,548	4,830	4,733	2,802
前年賃上げ率(%)	1.61	1.42	1.73	1.72	1.16

夏季一時金妥結状況（7月末時点）

県内民間労働組合の夏季一時金交渉による妥結額は、平成25年7月31日現在、全規模・全産業平均で548,554円となっており、前年同期に比べて13,605円(2.5%)上回る結果となりました。（※1～3）

夏季一時金妥結額の推移



前年・今年とも額が判明している80組合による比較	全産業・全規模平均	従業員 300人未満	従業員 300人以上	製造業平均	非製造業平均
妥結額(円)	530,346	439,462	601,034	558,504	439,945
前年妥結額(円)	532,600	438,990	605,408	562,623	436,213
前年同期差(円)	△2,254	472	△4,374	△4,119	3,732
(対前年増減比, %)	(△0.4)	(0.1)	(△0.7)	(△0.7)	(0.9)

※1 平成24年以前は県内民間労働組合の約3割を、平成25年はすべての県内民間労働組合を対象に実施し、春季賃上げ妥結状況、夏季一時金妥結状況のそれぞれについて214組合、232組合の有効回答がありました。

※2 各妥結状況の経年推移は、それぞれ214組合、232組合についての全体集計結果です。

※3 対前年比較は、有効回答のうち前年・今年とも額が判明している91組合（春季賃上げ妥結状況）、80組合（夏季一時金妥結状況）について行いました。

☆結果の詳細については、県労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/>）をご覧ください



「平成25年度 働く女性のキャリアアップ講座」を開催します

県内企業で中堅職員として活躍している女性を対象にリーダーに向けての資質の向上および意欲の高揚を図ることを目的に講座を開催します。是非ご参加ください。

日時：第1回目 平成25年11月13日(水)、14日(木) 9:30～16:00
第2回目 平成26年1月22日(水)、23日(木) 9:30～16:00

場所：(第1回目・第2回目とも) 滋賀県立男女共同参画センター 大ホール(近江八幡市鷹飼町80-4)

内容：1日目(第1回目・第2回目共通)

講義「リーダーに必要なスキルと女性のキャリアについて～私らしく輝き続けるために～」
(株)ダイバーシティオフィス KITAO 代表 北尾 真理子 氏

2日目(第1回目) 午前 講義とワークショップ「明日からもっと仕事が楽しくなるアサーショントレーニング」
こころの相談室 Woman 主宰 安田 香珠子 氏

午後 ロールモデルの体験発表・意見交換・交流会

(株)コクヨ工業滋賀 総務部長 澤田 好子 氏

オフィスヒューマン 代表 杉山 久美子 氏

(第2回目) 午前 講義「輝くあなたのために」

(株)ワコール 総合企画室 課長 大藪 範子 氏

(株)ワコール 総合企画室 弓戸 貴子 氏

午後 ロールモデルの体験発表・意見交換・交流会

たねや守山玻璃絵館 店長 松吉 美弥 氏

Office ICB 代表 瀧井 智美 氏

参加無料
各回 45名
募集中

応募対象者：県内企業で中堅職員として働いている女性で事業主(所属長)の推薦のある人

応募方法：「働く女性のキャリアアップ講座受講申込書」にてファックスまたは郵送により申し込んでください。
(申込書は同封のチラシまたは滋賀県HP→<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/> より印刷)

募集締切：平成25年10月18日(金) 必着

【申込・問合せ先】 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号 (TEL) 077-528-3751 (FAX) 077-528-4873

【主催】 滋賀県 【後援】 滋賀労働局 (一社) 滋賀経済産業協会

滋賀労働局からのお知らせ

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

～労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに加入手続きを～

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

労災保険とは、労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは、労働者の方が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

厚生労働省(滋賀労働局)では、**11月**を「**労働保険適用促進強化期間**」と定め、「労働保険の未手続事業場の一掃」を重点項目に掲げ、全国労働保険事務組合連合会滋賀支部と連携して、未手続事業場を個別訪問する等により、加入促進を図っています。

労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに加入手続きをとられるようお願いいたします。



平成25年11月15日
滋賀県産業安全の日

準備期間 平成25年11月1日～11月14日

改善期間 平成25年11月16日～11月30日

滋 賀 労 働 局

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

<http://www.pref.shiga.jp/>

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp